

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書 (転入者)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和 6 年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額(令和 6 年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和 6 年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (R 7 年度個人住民税の課税市区町村)	
中央市	長宛

※本様式を提出いただいた場合、中央市において支給要件に該当するか審査の上で、支給額を決定いたします。(審査の結果、支給対象とならない場合もあります。)

【本様式での申請が必要な方】

- 令和 6 年中に他の市区町村や海外から中央市に転入され、令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件のいずれかに該当する方が対象となります。

支給要件Ⅰ

下記の支給要件に該当する場合、これに従い中央市において算定した支給額が支給されます。

Ⅰ＋Ⅱ(合計額に対し、1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)－Ⅲ＞0 となる納税義務者

Ⅰ 所得税分の所要額：3 万円×減税対象人数(※1) － 令和 6 年分所得税額

※1 納税義務者本人＋令和 6 年 1 月 3 1 日時点の扶養親族等(1 6 歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

Ⅱ 個人住民税所得割分の所要額：1 万円×減税対象人数(※2) － 令和 6 年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人＋令和 5 年 1 月 3 1 日時点の扶養親族等(1 6 歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

Ⅲ 調整給付金(当初給付分)の額

〈具体例〉

・令和 6 年所得税額が令和 5 年所得税額より小さかった方(例：令和 6 年所得が、令和 5 年所得よりも小さかった方)

・令和 6 年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方)など

支給要件Ⅱ

下記の支給要件に該当する場合、原則として **4 万円** が支給されます。

(令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合には **3 万円**)

令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税所得割額がいずれも 0 円の方で、以下のいずれかの条件を満たすこと。

- 令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 4 8 万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和 5 年度、令和 6 年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- 地方税法第 3 2 条第 3 項及び第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 3 2 条第 4 項及び第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和 5 年度、令和 6 年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 上記、「支給要件Ⅰ」又は「支給要件Ⅱ」のいずれかに該当します。
- 「支給要件Ⅱ」に該当する場合、「令和 5 年度、令和 6 年度に実施された低所得世帯向け給付の世帯主・世帯員」に該当しません。
- 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、中央市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者 申請期限：令和 7 年 1 0 月 3 1 日

(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

【代理申請を行う場合】 (委任する本人が全て記入してください。)

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
	上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の申請書の提出を委任します。			
			本人氏名	署名

※代理人：次のいずれかに該当する者

- 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- 親族等

裏面も必ずご確認ください。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)